

■事業の目的

この事業は、障害者自立支援法の施行にともない、施設や病院から出て地域での生活を望まれる障害のある方々の地域移行をスムーズに進めていくために開設された事業です。

障害のある方々が地域で自分なりの暮らしを創っていきたい、と希望してもそこにはいくつもの壁があります。人的物的なバリアーもありますが、この事業は、退院(退所)する際の保証人の確保の問題、その後の生活サポートの体制づくり、調子を崩したときにどこの誰に相談していいかわからないという地域側の不安の軽減などを目的に、入居相談から地域での定着支援、また町に暮らす障害のある方々の住み替えなど包括的にサポートしていく事業です。

■サービス内容

関係機関との打合せ

宿泊体験

単身生活支援

I)入居に関する相談

- (1)不動産業者への物件斡旋依頼等家探し
- (2)窓口における各申請、市営住宅の申し込み等の支援
- (3)北九州市が協定を締結した保証会社(※日本セーフティ株式会社、株式会社リプラス)による入居保証の契約手続き支援
- (4)不動産物件の賃貸人との賃貸借契約手続き支援
- (5)入居に際して必要な支援

II)入居を継続していくための支援

夜間や休日等緊急に対応が必要となる場合における相談支援(転送電話による)も含め、地域支援体制(地域社会資源)との連絡調整、区相談窓口との連携等により居住を継続する上で発生する問題に対しての必要な支援を行います。

III)その他

- (1)広報活動ならびに関係機関とのネットワークづくり
- (2)障害者の入居に際して協力する不動産の賃貸人や協力医療機関との連携体制の整備
- (3)自立生活に向けての宿泊体験プログラムの検討
(※長期間の入院や施設入所の方々では、様々な生活力の低下が

想定されるため、単身生活を想定した短期間から中長期での宿泊
体験機関を提供することも検討していきます)

(4)単身生活にむけての各種サービスの検討や自立生活能力に応じ

た援助計画の作成、及び実施に向けての支援

(5)地域生活サポーター創り など

■対象者

基本的には、北九州市に住民票のある方で地域でのひとり暮らしをめざしている障害のある方々や住み替えを希望しておられる方々。障害の種別、その程度は問いません。

■相談方法

ご本人並びに、家族、医療機関。その他関係機関・者からの相談を、電話、来所、あるいは訪問にて随時受け
る中で、課題の整理を行い、関係機関との連携や役割分担について検討していきます。相談の秘密は守りま
す。

■費用

相談に関する費用は無料です。但し、体験の費用など実費負担となるものもあります。

家賃・礼金・敷金等の賃貸契約に要する費用、家賃保証事業者との契約料、火災保険の保険料等をご本人
負担です。

北九州障害者居住サポートセンター

北九州市戸畑区沖台 2-3-6 ウィステリアビル 1F

TEL:093-873-7036 / FAX:093-873-7045

E-mail:kyojyu@kitaku.com

開設年月日:平成 18 年 10 月 1 日

パンフレットは[コチラ](#)から

所長	相談員
1	1